

平成 29 年 9 月 11 日

各 位

会 社 名 西本W i s m e t t a c ホールディングス株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 金 井 孝 行
(コード番号：9260 東証)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 木 村 敦 彦
(TEL. 03-6870-2015)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

平成 29 年 8 月 25 日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、平成 29 年 9 月 11 日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による新株式の発行（一般募集）及び公募による自己株式の処分（一般募集）の件

(1) 募 集 株 式 の 払 込 金 額 1 株につき 金 3,825 円

(ただし、引受価額が払込金額を下回る場合は、当該募集株式の発行を中止する。)

(2) 募 集 株 式 の 払 込 金 額 の 総 額 7,076,250,000 円

(3) 仮 条 件 4,500 円 から 5,250 円

(4) 仮 条 件 の 決 定 理 由 等

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のよう
な評価を得ております。

- ①北米において、安定した事業基盤を築いており、参入障壁も高いこと。
- ②P B 「Shirakiku」を展開しており、高い収益性が見込めること。
- ③為替リスクがあること。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は 4,500 円 から 5,250 円の範囲が妥当であると判断いたしました。

2. 第三者割当増資による募集株式発行の件

(1) 募 集 株 式 の 払 込 金 額 1 株につき 金 3,825 円

(2) 募 集 株 式 の 払 込 金 額 の 総 額 2,122,875,000 円

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分並びに株式売出しの概要

1. 募集株式の数及び売出株式数

(1) 募集株式の数	普通株式	1,850,000株	
		(新株式発行	1,130,000株
		自己株式処分	720,000株)
(2) 売出株式数	普通株式	引受人の買取引受による株式売出し	1,850,000株
		オーバーアロットメントによる	555,000株
		株式売出し	(※)

2. 需要の申告期間 平成29年9月12日(火曜日)から
平成29年9月19日(火曜日)まで

3. 価格決定日 平成29年9月20日(水曜日)
(募集価格及び売出価格は募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

4. 募集・売出期間 平成29年9月21日(木曜日)から
平成29年9月26日(火曜日)まで

5. 払込期日 平成29年9月28日(木曜日)

6. 株式受渡期日 平成29年9月29日(金曜日)

(注) 上記1.(2)に記載の引受人の買取引受による株式売出しに係る売出株式数のうち、一部は野村証券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。

(※) 上記のオーバーアロットメントによる株式売出しは、公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による株式売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる株式売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる株式売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である多津巳産業株式会社(以下「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年8月25日及び平成29年9月11日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式555,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、平成29年9月29日から平成29年10月23日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる株式売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。